

後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 東日本大震災津波により被災した被保険者（以下「被災被保険者」という。）の適正な医療を受ける機会を確保するため、岩手県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、被災被保険者に対する後期高齢者医療制度に係る療養の給付等の支給に関する一部負担金特例措置（以下「補助事業」という。）を実施する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助事業)

第2 補助事業は、広域連合が、知事が定める基準により、平成24年10月1日から令和3年12月31日までの間において、被災被保険者に対し、次の措置を実施する事業をいう。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第69条第1項第2号の規定に基づく一部負担金の免除
- (2) 法第76条第2項第1号（第82条第2項において準用する場合を含む。）、第78条第4項及び第82条の規定に基づく保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の一部負担金相当額の免除

(補助額の算定方法)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、次の表の1及び2の区分により算定された額の合計額とする。ただし、区分ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

区 分	経 費	補助額
1 広域連合を組織する市町村（以下「構成市町村」という。）につき、前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号。以下「省令」という。）第6条第3号イに掲げる額が同号ロに掲げる額の100分の1に相当する額以上である場合	当該構成市町村につき、前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に、補助事業を行う場合に要する経費から、次に掲げる交付金又は補助金を控除した経費 (1) 後期高齢者医療災害臨時特例補助金 (2) 省令第6条第2	当該事業を行う場合に要する経費の2分の1に相当する額以内の額
2 1以外の場合	号、第3号及び第9号に基づく特別調整交付金	10分の9に相当する額以内の額

(申請の取下げ期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(書類の整備等)

第5 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第6 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(その他)

第7 その他補助事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

別表

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費補助金交付申請書 1 補助金所要額調書 2 事業費積算内訳 3 収支予算書	第1号 第2号 第3号	各1部	別に定める
規則第13条の規定による書類	後期高齢者医療制度一部負担金特例措置支援事業費補助金請求書 1 補助金精算額調書 2 事業費精算内訳 3 収支精算書	第4号 第2号 第3号	各1部	別に定める

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 8 日から施行する。